

2005年12月23日

淀川水系流域委員会様

宇治・世界遺産を守る会
薮田 秀雄

「淀川水系5ダムの調査結果についての意見書」(平成17年12月22日淀川水系流域委員会)
に対する意見 その2

1、「淀川水系5ダムの調査結果についての意見(案)」(平成17年12月13日第33回淀川部会審議資料1)に対する意見は、第47回淀川水系流域委員会参考資料1の「一般からの流域委員会へのご意見」No679(P679-1~679-9)で、「はじめに」、「天ヶ瀬ダム再開発の効果」、「京都府上水の新規利水」、「宇治川塔の島地区の流下能力」、「4つの代替案の検討について」、「景観への影響」、「地域住民とともに検討し再構築することについて」、「宇治川の堤防強化」、「審議資料について」の9項目にわたって記述しています。それは同時に「意見書」への意見でもあります。ぜひ御一読下さい。

一番言いたいことは宇治川の河床掘削について私たち地域住民は反対です。その理由は宇治川塔の島地区の環境、景観がすでに破壊されており、「河床掘削はさらなる改変をもたらす」と意見書が述べているとおり、環境、景観のさらなる破壊につながるということです。したがつて河床掘削以外の方法の検討、バイパス・トンネルの検討も含めて慎重に丁寧に検討・検証することが必要だと考えます。手抜きは許されないと私は思います。

また景観復元は可能であると考えます。塔の川締切堤の撤去、導水管の撤去、亀石の護岸工事名目の埋め立て・遊歩道の撤去は景観復元の第一歩となります。

2、流域委員会の審議の進め方に非常に疑問があります。この間、何か変であると思っていました。「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」があります。そこで検討されている内容が流域委員会には報告されていません。

天ヶ瀬ダム再開発の最重要問題である宇治川塔の島地区の流下能力の増大の課題と宇治川の自然環境・歴史的景観の保全という相対立する問題をいかに検討するのか、いかに解決の道を見つけ出すのか、流域委員会としては淀川河川事務所の諮問機関である「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」に丸投げし、その検討結果を待つおられるのかもしれないが、12月

14日に開催された「第2回塔の島地区河川整備に関する検討委員会」に対して河川管理者は「宇治川本川掘削・塔の川の掘削による流下能力確保の検討」ということで①本川平均0.8m掘削、②塔の川締切堤の撤去、本川平均0.4m掘削、塔の川約1.0m掘削、落差工切り下げ、③塔の川締切堤の撤去、本川平均0.4m掘削、塔の川約1.0m掘削、落差工切り下げ、塔の島約1.0mの掘削、の3つを提示しています。

また急傾斜護岸と河道の直線化に対する批判に対して、河道側に礫を埋め立て緩い傾斜にする。導水管の一部撤去、亀石周辺の護岸の一部改良などを提示しています。

私の疑問は、「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」の審議の状況がこの流域委員会にはなんら報告もされない、また流域委員会も報告を求めるといふことが疑問です。審議の状況を報告させるべきだと思うのです。

河川管理者の審議の土俵を2つくるやり方によって、流域委員会の審議が現場の状況と乖離して、非常に形式的になっているのではないかと懸念するのです。

そうした中で出される意見は地域住民や現場と乖離する危険性を持っていると考えます。改善を望みます。

3、意見書の17ページ、「4 天ヶ瀬ダム再開発」の「4-1 天ヶ瀬ダム再開発の経緯」の5行目で「琵琶湖の後期放流時の計画最大流量1500m³/秒を天ヶ瀬ダムで放流するため」と書いてありますが、この間指摘してきたように、天ヶ瀬ダムは1500m³/秒の放流能力を持っても、1500m³/秒放流することはできません。

その理由は、71年12月に策定された「淀川水系工事実施基本計画」で「宇治橋付近計画高水量1,500m³/秒」が定められているからです。

「淀川水系工事実施基本計画」は、宇治川流域で2日間に272mmの降雨があった場合（宇治川洪水）、大戸川ダムと天ヶ瀬ダムで流量調節して天ヶ瀬ダムで1200m³/秒の放流、下流の合流流量を合わせて宇治橋付近計画高水量1500m³/秒と定めています。

そして宇治川の流下能力が1500m³/秒になったら、それを利用して琵琶湖後期放流に利用しようというものです。琵琶湖後期放流の場合でも、天ヶ瀬ダムから宇治橋の間で志津川、白川が宇治川に合流しており、また関西電力宇治発電所の60m³/秒が合流しているのでこれらを考慮すれば、宇治橋付近計画高水量1,500m³/秒を変えない限り、天ヶ瀬ダムで1500m³/秒放流はできません。

4、意見書の18ページ、「4-3-1 天ヶ瀬ダムの放流能力の増大（1）放流能力の増大量」で「天ヶ瀬ダムの放流能力については、琵琶湖の後期放流という観点からすれば、下流における治水の安全ならびに環境の保全が確保されるかぎり、大きいほど望ましい」と書いてあることです。

現在の計画が宇治川に1500m³/秒の流下能力を持たせることが自然環境と歴史的景観保全との関係で大問題となっていることからみて「放流能力が大きいほど望ましい」という結論は地域住民からまったく乖離しており、このような結論がどこから出てくるのでしょうか。

河川整備はその必要性に応じて最小限にとどめるというのが環境保全の面からみれば当然のことです。また琵琶湖後期放流は高水位・長期間放流ということから下流の堤防の特別の強化が必要で、そのための膨大な費用を考えた場合、放流能力が大きいほど望ましいというのは公共事業の費用を度外視した暴論と思えます。

5、「(1) 放流能力の増大量」の2行目で「河川管理者が05年7月の『調査検討』で示している天ヶ瀬ダムの洪水期制限水位での1500m³/sへの放流能力の増大は、71年12月に策定された淀川水系工事実施基本計画に示されたものを踏襲したもので、明確な論理的根拠をもつているとはいえない。」と書かれています。

「工事実施基本計画に示されたものを踏襲したもので、明確な論理的根拠をもつているとはいえない」と書かれていることは基本計画が論理的な根拠を持っていないと言われていると理解します。非常に重大な指摘であると考えます。ぜひよくわかるように説明をおねがいいたします。

以上